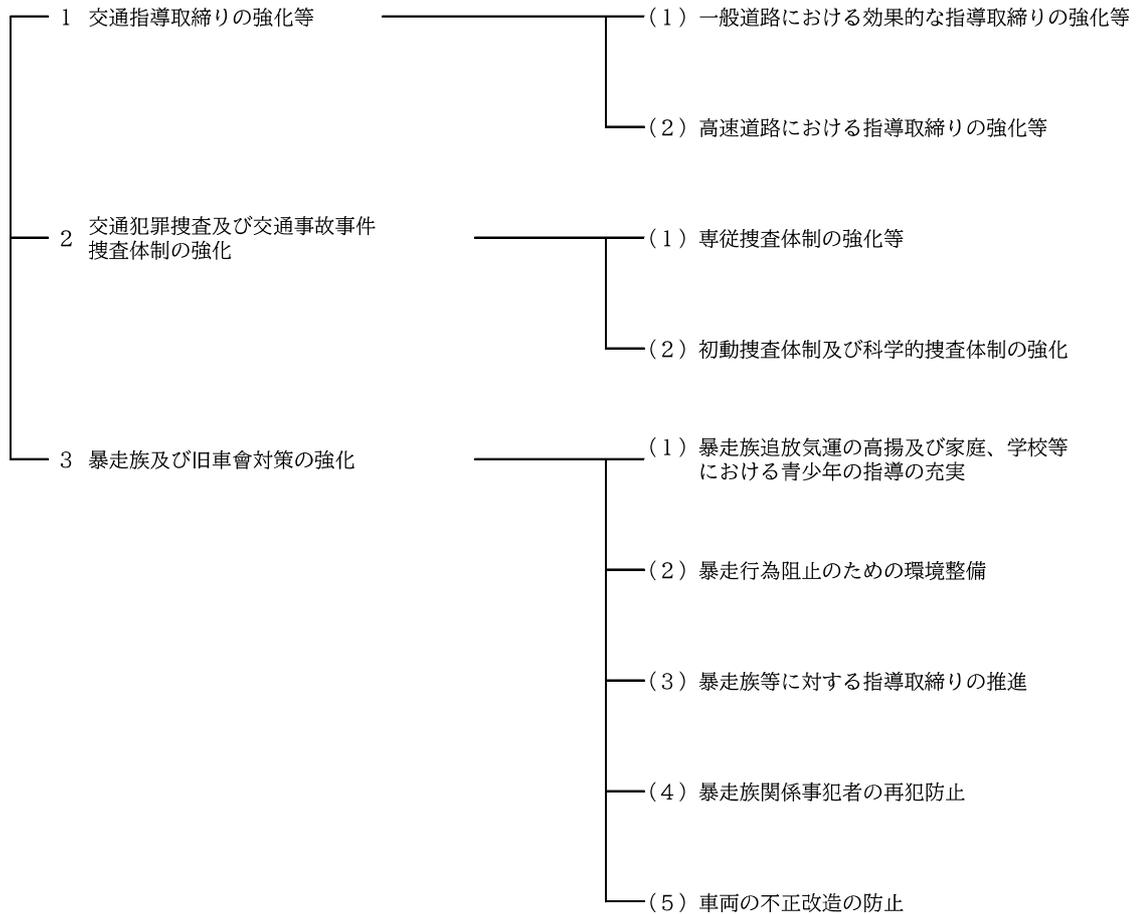


第5章 道路交通秩序の維持

《施策の体系》



第5章 道路交通秩序の維持

交通ルール無視による交通事故を防止するためには、交通指導取締り、交通事故事件捜査、暴走族取締り等を通じ、道路交通秩序の維持を図る必要があります。

このため、交通事故実態等を的確に分析し、死亡事故等の重大事故に直結する悪質・危険性、迷惑性の高い違反に重点を置いた交通指導取締りを推進します。

また、事故原因の徹底究明を求める県民意識の高まり等を踏まえ、各種の交通犯罪及び交通事故事件捜査を適正かつ迅速に行うため、捜査の合理化、初動捜査及び科学的捜査の充実強化を図ります。

さらに、暴走族対策及び旧車會対策を強力に推進するため、関係機関・団体が連携し、地域ぐるみで暴走族追放気運の高揚に努め、暴走行為をさせない環境づくりを推進するとともに、取締り体制及び装備資機材の充実強化を図ります。

1 交通指導取締りの強化等

(1) 一般道路における効果的な指導取締りの強化等

| | |
|------|-------|
| 関係機関 | 県警察本部 |
|------|-------|

ア 交通事故抑止に資する交通指導取締りの推進

交通事故実態を分析し、交通事故多発路線等における街頭指導活動を強化するとともに、飲酒運転、無免許運転、著しい速度超過、交差点関連違反、積載物重量制限超過、妨害運転、携帯電話使用等の交通事故に直結する悪質・危険性の高い違反、さらには、県民からの取締り要望の多い迷惑性の高い違反に重点を置いた取締りを推進します。

特に、飲酒運転及び無免許運転については、取締りにより常習者を道路交通の場から排除するとともに、運転者の周辺で飲酒運転や無免許運転を助長し、容認している者に対する捜査を徹底するなど、飲酒運転や無免許運転の根絶に向けた取組を推進します。

また、交通指導取締りにあたっては、児童、高齢者、身体障害者等の保護の観点に立った交通取締りを引き続き推進します。

さらに、交通指導取締りの実施状況について、交通事故実態の分析結果等を踏まえて検証し、検証結果を取締り計画の見直しに反映させ、より交通事故抑止に資する指導取締りを推進します。

加えて、取締り場所の確保や警察官の配置が困難な生活道路や時間帯においても速度取締りが行えるよう、可搬式速度違反自動取締装置による取締りを推進します。

イ 背後責任の追及

事業活動に関してなされた過積載、過労運転等の違反については、自動車の使用者等に対する責任追及を徹底するとともに、必要に応じ自動車の使用制限命令や荷主等に対する再発防止命令を行い、また、事業者の背後責任が明らかとなった場合は、それらの方に対する指導、監督処分等を行うことにより、この種の違反の防止を図ります。

また、事業所における従業員による飲酒運転の発覚時の自動車の使用者の責任追及を含め、運行管理者・安全運転管理者による運転前後のアルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認等の義務の履行が徹底されるよう、指導を行うとともに履行状況の確認を行います。

さらに、被雇用者による無免許運転等を起こした場合における雇用者等の背後責任の追求を徹底します。

ウ いわゆる白タク・白トラの取締りの強化

白タク・白トラ行為については、関係機関と連携し、関連情報の収集及び共有を図るとともに、取締り等の強化を推進していきます。

取締りに当たっては、末端被疑者の検挙にとどまることなく、突き上げ捜査等を通じて上位被疑者等の検挙を行い、組織の全容解明に努めるとともに、犯罪収益の没収や車両使用制限等の制裁を複合的に実施し、白タク・白トラ行為の効果的な排除を図ります。

エ 自転車利用者に対する指導取締りの推進

自転車利用者による信号無視、一時不停止、右側通行、携帯電話の使用、無灯火、二人乗り、傘さし、イヤホン及び通行者に危険を及ぼす違反等に対して自転車指導警告カードを活用した指導警告を行うとともに、令和8年4月1日から施行される自転車への交通反則通告制度の導入を踏まえ、自転車指導啓発重点地区等を中心とした事故抑止に資する取締りを推進し、悪質・危険な自転車利用者に対する検挙措置を推進します。

オ 特定小型原動機付自転車の利用者に対する交通指導取締りの強化

特定小型原動機付自転車に係る悪質・危険な違反行為に対する交通指導取締りを強化します。

また、交通の危険を生じさせるおそれのある違反行為を反復して行った特定小型原動機付自転車の利用者に対しては、特定小型原動機付自転車運転者講習制度を実施し、違反の再発防止に努めます。

運転免許を保有する悪質・危険な違反を繰り返したり、悪質・危険な違反による交通

事故を発生させたりした運転免許を保有する者に対しては、免許停止処分を含めた的確な行政処分を実施します。

さらに、シェアリング関係事業者に対して、悪質・危険な利用者のサービス利用停止措置又はアカウント抹消措置を講ずることを働き掛けます。

カ ペダル付き電動バイクの利用者に対する交通指導取締りの強化

ペダル付き電動バイクについては、駆動補助機付自転車（電動アシスト自転車）ではなく、一般原動機付自転車又は自動車に該当し、道路を通行させるにはナンバープレートを取得し、車体に表示しなければいけないほか、その運転には運転免許が必要であり、乗車用ヘルメットをかぶらなければならないなど、一般原動機付自転車等に適用される交通ルールを遵守する必要があることの周知徹底を図るとともに、無免許運転、通行区分違反等の悪質・危険な運転に対する交通指導取締りを強化します。

また、ペダル付き電動バイクを駆動補助機付自転車（電動アシスト自転車）として販売する違法な販売事業者対策を推進します。

(2) 高速道路における指導取締りの強化等

| | |
|------|-------|
| 関係機関 | 県警察本部 |
|------|-------|

高速自動車国道等においては、重大な違反行為はもちろんのこと、軽微な違反行為であっても重大事故に直結するおそれがあることから、交通指導取締り体制の整備に努め、交通流や交通事故発生状況等の交通の実態に即した効果的な機動警ら等を実施することにより、違反の未然防止及び交通流の整序を図ります。

また、高速自動車国道等における速度超過の取締りは常に危険を伴うため、受傷事故防止等の観点から、速度違反自動取締装置等の取締り機器の積極的かつ効果的な活用を推進します。

交通指導取締りについては、悪質性、危険性、迷惑性の高い違反を重点とし、特に、著しい速度超過、飲酒運転、妨害運転、車間距離不保持、通行帯違反、携帯電話使用等の取締りを強化します。

2 交通犯罪捜査及び交通事故事件捜査体制の強化

(1) 専従捜査体制の強化等

| | |
|------|-------|
| 関係機関 | 県警察本部 |
|------|-------|

交通犯罪捜査及び交通事故事件捜査体制を強化するため、捜査員の捜査能力の一層の

向上及び体制の充実に努めるとともに、初動捜査の段階から危険運転致死傷罪等の関係法令の積極的な適用を視野に入れた捜査の徹底を図ります。

(2) 初動捜査体制及び科学的捜査体制の強化

| | |
|------|-------|
| 関係機関 | 県警察本部 |
|------|-------|

初動捜査体制及び客観的証拠に基づいた科学的捜査を強化するため、3Dレーザースキャナや交通事故捜査支援システム等、装備資機材の導入・整備を推進します。

3 暴走族及び旧車會対策の強化

(1) 暴走族追放気運の高揚及び家庭、学校等における青少年の指導の充実

| | |
|------|------------------------|
| 関係機関 | 県総務部、県県民生活部、県教育局、県警察本部 |
|------|------------------------|

暴走族追放の気運を高揚させるため、報道機関等に対する資料提供を積極的に行い、暴走族の実態が的確に広報されるよう努めるなど、広報活動を積極的に行います。

また、学校等において、青少年に対し、暴走族加入防止指導等を実施します。この場合、暴走族問題と青少年の非行等問題行動との関連性を考慮し、青少年育成団体等との連携を図るなど、青少年の健全な育成を図る観点からの施策を推進します。

(2) 暴走行為を阻止のための環境整備

| | |
|------|-------|
| 関係機関 | 県警察本部 |
|------|-------|

暴走族及びこれに伴う群衆のい集場所として利用されやすい施設の管理者に協力を求め、暴走族等をい集させない環境づくりを推進するとともに、地域における関係機関・団体が連携を強化し、暴走行為等ができない道路交通環境づくりを推進します。

また、事前の情報入手に努め、集団不法事案に発展するおそれがあるときは、早期に暴走族と群衆を隔離するなどの措置を講じます。

(3) 暴走族等に対する指導取締りの推進

| | |
|------|-------------|
| 関係機関 | 関東運輸局、県警察本部 |
|------|-------------|

暴走族に対する指導取締りを強化するため、取締り体制及び装備資機材の充実に努めるとともに、集団暴走行為や爆音暴走行為等の悪質事犯に対しては、あらゆる法令を適用して検挙及び補導を徹底し、併せて解散指導を積極的に行います。

また、「不正改造車を排除する運動」等を通じ、不正改造車両の取締りを行います。

さらに、複数の都県にまたがる広域暴走事件に迅速かつ効率的に対処するため、関係都県警察相互の捜査協力を積極的に行います。

(4) 暴走族関係事犯者の再犯防止

| | |
|------|-------|
| 関係機関 | 県警察本部 |
|------|-------|

暴走族関係事犯の捜査に当たっては、個々の犯罪事実はもとより、組織の実態やそれぞれの被疑者の非行の背景となっている行状、性格、環境等の諸事情をも明らかにしつつ、グループの解体や暴走族グループから構成員等を離脱させるなど、暴走族関係事犯者の再犯防止に努めます。また、暴力団とかかわりのある者については、その実態を明らかにするとともに、暴力団から離脱するよう指導を徹底します。

暴走族関係保護観察対象者の処遇に当たっては、遵法精神のかん養、家庭環境の調整、交友関係の改善指導、暴走族組織からの離脱指導等、再犯防止に重点を置いた処遇の実施に努めます。

また、暴走族に対する運転免許の行政処分については、特に迅速かつ厳重に行います。

(5) 車両の不正改造の防止

| | |
|------|-------------|
| 関係機関 | 関東運輸局、県警察本部 |
|------|-------------|

暴走行為を助長するような車両の不正な改造を防止し、保安基準に適合しない部品等が不正な改造に使用されないことがないよう「不正改造車を排除する運動」等を通じ、広報活動及び企業、関係団体に対する指導を積極的に行います。

また、自動車ユーザーだけでなく、不正改造等を行った者に対して必要に応じて立入検査を行います。

その他、違法行為を敢行する旧車會グループに対する実態把握を徹底し、関係都県で情報共有するとともに、不正改造等の取締りを強化するなどの的確な対応を推進します。